

習志野市消防本部訓練用物品等の貸付けに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、習志野市消防本部(以下「消防本部」という。)が保有する訓練用物品等の貸付けに関し必要な事項を定め、市内で実施される消防訓練等において、その参加者が実際の訓練用物品等を取り扱うことにより、火災予防及び応急手当に必要な知識・技術の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「訓練用物品等」とは、次に掲げる物品をいう。

- (1) 訓練用水消火器
- (2) 訓練用的
- (3) 訓練用AED(訓練用人形及びAEDトレーナーをいう。以下同じ。)
- (4) 予防関係DVD
- (5) 子供用防火服
- (6) 子供用ヘルメット
- (7) 異物除去訓練人形
- (8) 三角巾
- (9) スモークマシーン
- (10) 煙体験ハウス
- (11) その他訓練に資するものとして消防長が認めたもの

(貸付けの対象者)

第3条 訓練用物品等の貸付けを受けることができる者は、市民、市内事業所及び町会等の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練用物品等の貸付けは行わないものとする。

- (1) 当該代表者が20歳未満であるとき。
 - (2) 他の利用者との調整の結果、訓練用物品等を貸し付けることが不適當であると消防長が認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、訓練用AEDの貸付けは、貸付けを希望する者が所属する団体等に習志野市に登録された応急手当指導員又は応急手当普及員が在籍していないときは行わないものとする。

(貸付けの申込み)

第4条 貸付けを受けようとする者は、貸付けを受けようとする日の1月前から当日までに、物品貸付申込書(第1号様式)により、消防長に申し込むものとする。

(貸付けの承認)

第5条 消防長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、訓練用物品等を貸し付けることが適当であると認めるときは申込者に通知するとともに物品貸付簿(第2号様式)及び貸出記録予定表(第3号様式)に必要事項を記入するものとする。

2 訓練用物品等を貸し付けることが適当でないと認めるときは、口頭などにより理由を添え申込者に通知するものとする。

(貸付台数)

第6条 訓練用物品等の貸付台数は、訓練等の規模及び参加人数により担当者と協議し決定するものとする。

(貸付期間)

第7条 訓練用物品等の貸付期間は、最大で3日間とする。ただし、貸付期間に閉庁日が含まれる場合は、当該閉庁日は貸付期間に含まないものとする。

(貸付料)

第8条 訓練用物品等の貸付料は、無料とする。

(借受者の責務)

第9条 訓練用物品等の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、訓練用物品等を常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 借受者は、訓練用物品等を処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

3 借受者は、訓練用物品等を物品貸付申込書に記載されている以外の目的に使用してはならない。

(承認の取消し)

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、訓練用物品等の貸付期間中であっても第4条の承認を取り消し、返却を求めることができる。

(1) 前条各項の規定に違反したとき。

(2) その他消防長が必要と認めるとき。

(損傷、汚損又は亡失の報告)

第11条 借受者は、訓練用物品等を損傷し、汚損し、又は亡失させたときは、速やかに損

傷・汚損・亡失報告書（第4号様式）により、消防長に報告しなければならない。

（費用の負担）

第12条 貸付期間中における訓練用物品等の運搬及び維持管理に要する費用は、借受者の負担とする。

（原状の回復）

第13条 借受者は、貸付期間中に訓練用物品等を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。

（訓練用物品等の返却）

第14条 借受者は、貸付期間満了の日までに、指定された場所に訓練用物品等を返却しなければならない。

2 前項の規定による返却にあたっては、当該訓練用物品等の破損、汚損及び亡失の有無について担当者の確認を受けなければならない。

（責任の制限）

第15条 借受者は、貸付期間中に訓練用物品等の使用により事故等を発生させた場合は、速やかに対処する責任を負い、消防本部は一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

習志野市消防長 宛

住 所
申込者 事業所名
(借受者) 氏 名
電 話

物品貸付申込書

下記のとおり訓練用物品等の貸付けを申し込みいたします。

記

- 1 貸付期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
2 使用日等: 年 月 日(返却日: 年 月 日)
3 使用目的:

4 貸付けを希望する訓練用物品等

品名	数量	備考

「習志野市消防本部訓練用物品等貸付けに関する要領(裏面記載)」に同意のうえ申
込いたします。

※ 同意のうえチェックをお願いします。

受付職員氏名: 貸付の可否: 可・否 (否の場合理由) _____ 物品貸付簿へ記入済み <input type="checkbox"/>
--

(裏面)

習志野市消防本部訓練用物品等の貸付けに関する要領(抜粋)

(借受者の責務)

第9条 訓練用物品等の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、訓練用物品等を常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 借受者は、訓練用物品等を処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

3 借受者は、訓練用物品等を物品貸付申込書に記載されている以外の目的に使用してはならない。

(承認の取消し)

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、訓練用物品等の貸付期間中であっても第4条の承認を取り消し、返却を求めることができる。

(1) 前条各項の規定に違反したとき。

(2) その他消防長が必要と認めるとき。

(損傷、汚損又は亡失の報告)

第11条 借受者は、訓練用物品等を損傷し、汚損し、又は亡失させたときは、速やかに損傷・汚損・亡失報告書(第4号様式)により、消防長に報告しなければならない。

(費用の負担)

第12条 貸付期間中における訓練用物品等の運搬及び維持管理に要する費用は、借受者の負担とする。

(原状の回復)

第13条 借受者は、貸付期間中に訓練用物品等を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。

(訓練用物品等の返却)

第14条 借受者は、貸付期間満了の日までに、指定された場所に訓練用物品等を返却しなければならない。

2 前項の規定による返却にあたっては、当該訓練用物品等の破損、汚損及び亡失の有無について担当者の確認を受けなければならない。

(責任の制限)

第15条 借受者は、貸付期間中に訓練用物品等の使用により事故等を発生させた場合は、速やかに対処する責任を負い、消防本部は一切の責任を負わないものとする。

【返却確認欄】※職員が記入します。

返却日： 年 月 日

確認者名：

状態確認(該当箇所)に○		備考
破損	有・無	
汚損	有・無	
亡失	有・無	

第2号様式

物品貸付簿

No. _____

No.	訓練用物品等	個数	貸付期間 (使用日)	受付者	借受者	連絡先	返却日	返却 確認者
1			~					
2			~					
3			~					
4			~					
5			~					

第4号様式

損傷・汚損・亡失報告書

年 月 日

習志野市消防長 宛

借受者

住 所 _____

事業所名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

損傷・汚損・亡失について以下のとおり、報告いたします。

物品名 (該当するものに○)	(損傷 ・ 汚損 ・ 亡失)
発生日時	
発生場所	
発生原因	
損傷・汚損・亡失に 至った経緯	

※備考:報告後、原状回復等に関する指示が消防長からある場合は、速やかに対応してください。

消防受付日